平成２３年（フ）第７５号
広島県福山市千代田町２丁目５番22―１号　芦田荘202、旧住所広島県福山市曙町５丁目18番18号
債務者　藤谷　正子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７７号
広島県福山市松永町２丁目18番17―17号、旧住所大阪府堺市美原区今井457番地５
債務者　木原　　裕
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８８号
広島県福山市千田町３丁目32番３－２号　ルイール２―101
債務者　津田都史子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第８９号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分1384番地３
債務者　藤井　　保
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第９５号
広島県福山市明治町10番１号
債務者　白蓮こと　菅　由美子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３３号
大分県別府市大字鶴見2479番地の１
債務者　浦野　美穂（旧姓川崎・田中）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
盛岡市永井24地割33番地４
債務者　遠藤　勝美
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６６号
盛岡市前九年２丁目16番22号
債務者　中里　玲子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６９号
盛岡市仙北３丁目３番７―101号
債務者　牛間木達也
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１７７号
盛岡市玉山区下田字牡丹野10番地78
債務者　榊原　輝子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７０号
福島県郡山市並木１丁目14番地の６　根本マンション101号
債務者　小椋三枝子
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１０３号
神戸市西区池上３丁目１番地の１　801号
債務者　久保まゆみ
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
高知県四万十市磯ノ川756―１　華源ハイツ201号室、住民票上の住所高知県宿毛市二ノ宮814番地５
債務者　黒田　隆久
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２２号
高知県四万十市中村一条通２丁目50番地、前住所大阪府大阪市生野区新今里７丁目２番２号　グランパシフィック今里205号室
債務者　谷岡　康弘
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２７号
高知県四万十市古津賀2939番地12、前住所高知県四万十市駅前町15番19号
債務者　関　　裕行
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第２８号
高知県宿毛市宿毛1020番地１　岡添コーポ202
債務者　藤田　理沙
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第３０号
高知県宿毛市自由ケ丘11番15号　自由ヶ丘ハイツ301号
債務者　小林真由美（旧姓今城）
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで　高知地方裁判所中村支部